

## 通帳発行形態に関する特約

### 1. 特約の適用範囲

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

### 2. 通帳の選択・変更

- (1) 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行（りとるばんくもしくは通帳アプリの利用）、または通帳のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。なお、りとるばんくは通帳発行形態に関わらず利用可能です。
- (2) 発行形態を通帳から通帳不発行「通帳アプリ」へと切り替えを行う場合、切り替え前の通帳は、切り替えを行った時点で使用できなくなります。なお、通帳から通帳不発行「りとるばんく」への切り替えには、店頭にて所定の手続きが必要であり、手続きを行った時点で切り替え前の通帳は使用できなくなります。りとるばんくの利用を開始しただけでは、通帳不発行への切り替えとはなりません。
- (3) 発行形態を通帳不発行から通帳へと切り替えを行う場合、預金者は当行所定の通帳発行手数料を支払うものとします。

### 3. 通帳発行時の手数料について

- (1) 当行所定の日以降に新たに開設された普通預金口座について、通帳を選択する場合、当行所定の手数料をいただきます。
- (2) 前項の手数料は、口座開設時に通帳の発行を行う際、店頭等で繰越を行う際に店頭もしくは当行所定の方法により、当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。
- (3) 繰越発行時に、預金口座の残高不足等により、手数料が支払われない場合、繰越発行を行うことはできません。

### 4. 特約の変更等

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上

2024年2月13日現在